

令和2年度～令和4年度 大牟田市社会福祉法人指導監査結果

大牟田市では、令和2年度から令和4年度の3年間で、所轄するすべての社会福祉法人の指導監査を行いました。その結果、指摘事項として下記の点が見受けられましたので、今後の法人運営の参考としてください。

指導方法	指導基準及び必要な措置
文書指摘	法令又は通知等の違反が認められる事項。速やかに改善し、定められた期限までに改善状況報告書の提出が必要。
口頭指摘	法令又は通知等の違反が認められる事項のうち、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれると市が判断した事項。改善が必要。次回の指導監査において改善状況を確認する。
助言	法人運営の向上に資すると考えられる事項。法令又は通知等の違反ではないため、必ず従わなければならないものではない。

【文書指摘】

ガイドライン項目	指摘事項
I.法人運営 3.評議員・評議員会	法第59条に規定する届出、いわゆる現況報告書等は、会計年度終了後3か月以内に届け出されていなかった。
I 法人運営 3評議員・評議員会	評議員会の招集において、法令で定められている事項について理事会の決議を受けたことが理事会議事録及び資料で確認できなかった。
Ⅲ. 管理 (2)会計管理に関すること	経理規程に規定する事業区分、拠点区分、サービス区分が実態と異なる。
Ⅲ 管理 3会計管理	計算書類の様式が会計基準に則して作成されていない。
Ⅲ 管理 3会計管理	計算書類に一部不整合があった。
Ⅲ.管理 4.その他	定款と報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていない。

【主な口頭指摘】

ガイドライン項目	指摘事項
I.法人運営 1定款	定款の基本財産である土地・建物の所在や面積や建物の構造や建物の種類が登記簿謄本と一致していない。
I.法人運営	評議員の欠格事項等申立書に記載されている条文が法改正前のものになっていた。
3.評議員・評議員会	評議員会の開催日時・場所・議案について、理事会の承認を受けたことが、理事会議事録等資料で確認できなかった。
	評議員会を開催した際に、「特別の利害関係を有する評議員」の有無を各議案において確認したことが、議事録等から確認できなかった。
	みなし評議員会において、同意書の様式が、議案一つ一つに対して同意できるか否かを問うような形式になっていた。
	決算に係る計算関係書類等のうち、定時評議員会の承認を受けていないものがあった。
	評議員会議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。
	評議員会の議事録に協議資料が添付されていなかった。
	役員の欠格事項等申立書に記載されている条文が法改正前のものになっていた。
I.法人運営	理事の欠格事由事項等申立書に、押印漏れや内容の確認漏れがある。
4理事	監事の選任に関する評議員会の議案について、在任の監事の過半数の同意を得たことが確認できなかった。
I.法人運営 5監事	理事会を開催した際には、「特別の利害関係を有する理事」の有無を各議案において確認したことが、議事録等から確認できなかった。
I.法人運営	決算に係る計算書類等のうち、理事会の承認を受けていないものがあった。
6理事会	みなし理事会において、同意書の様式が、議案一つ一つに対して同意できるか否かを問うようなものになっていた。
	業務執行理事へ委任された権限の内容が確認できなかった。
	理事長及び業務執行理事の職務執行に関する報告がみなし理事会において行われていた。
	理事会の議事録に、協議資料が添付されていなかった。
	経理規程に規定している小口現金の限度額が遵守されていなかった。
Ⅲ.管理	随意契約の理由について、理事会で審議されたことが資料から確認できなかった。
3会計管理	寄附金申込書が理事長又は理事長から権限移譲を受けた者の承認を受けたことが確認できなかった。
	理事長就任後2週間以内に変更登記が行われていなかった。

【主な助言】

ガイドライン項目	指摘事項
Ⅱ.事業 1.事業一般	地域における公益的な取り組みについて、積極的な情報発信を行ってください。